

西米良村告示第38号

平成30年第4回西米良村議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年11月21日

西米良村長 黒木 定藏

1 期 日 平成30年12月11日

2 場 所 西米良村村所驛

---

○開会日に応招した議員

中武 智和君

白石 幸喜君

上米良 玲君

瀨砂 勝義君

上米良秀俊君

中武 勝文君

瀨砂 恒光君

瀨砂 征夫君

---

○12月11日に応招した議員

同 上

---

○応招しなかった議員

---

---

平成30年 第4回 (定例) 西 米 良 村 議 会 会 議 録 (第 1 日)

平成30年12月11日 (火曜日)

---

議事日程 (第 1 号)

平成30年12月11日 午前10時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告 議長報告 (議長全国大会・例月現金出納検査・定期監査)
- 日程第 4 諸般の報告 総務文教常任委員会行政調査報告
- 日程第 5 諸般の報告 農林振興建設常任委員会行政調査報告
- 日程第 6 報告第15号 専決処分した事件の承認について (へき地診療施設・設備整備事業の物品売買契約について)
- 日程第 7 報告第16号 専決処分した事件の承認について (直診診療施設整備事業の物品売買契約について)
- 日程第 8 報告第17号 専決処分した事件の承認について (平成30年度西米良村一般会計補正予算 (第 8 号))
- 日程第 9 議案第43号 西米良村監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第44号 西米良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第45号 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第46号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第47号 西米良村教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第48号 平成30年度西米良村一般会計補正予算 (第 9 号)
- 日程第15 議案第49号 平成30年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計補正予

算（第3号）

- 日程第16 議案第50号 平成30年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第51号 平成30年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第52号 平成30年度西米良村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第53号 平成30年度西米良村特別会計下水道事業補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第54号 西米良村教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第21 発委第55号 西米良村議会委員会条例の一部を改正する条例について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告 議長報告（議長全国大会・例月現金出納検査・定期監査）
- 日程第4 諸般の報告 総務文教常任委員会行政調査報告
- 日程第5 諸般の報告 農林振興建設常任委員会行政調査報告
- 日程第6 報告第15号 専決処分した事件の承認について（へき地診療施設・設備整備事業の物品売買契約について）
- 日程第7 報告第16号 専決処分した事件の承認について（直診診療施設整備事業の物品売買契約について）
- 日程第8 報告第17号 専決処分した事件の承認について（平成30年度西米良村一般会計補正予算（第8号））
- 日程第9 議案第43号 西米良村監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第44号 西米良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第45号 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第46号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部



説明のため出席した者の職氏名

村長	黒木 定藏君	教育長	古川 信夫君
総務課長	梅本 昌成君	むら創生課長	牧 幸洋君
会計管理者	土持 光浩君	福祉健康課長	吉丸 和弘君
村民課長	田爪 健二君	建設課長	上米良 敦君
農林振興課長	上米良重光君	教育総務課長	濱砂 亨君
診療所事務長	渡邊 智紀君	代表監査委員	黒木 正近君

---

午前10時30分開会

○事務局長（濱砂 雅彦君） 一同、ご起立ください。一同礼、ご着席ください。

○議長（濱砂 征夫君） ただ今の出席議員は8名です。定足数に達していますので、ただ今から、平成30年第4回西米良村議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

ただちに議事に入ります。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（濱砂 征夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、2番 白石 幸喜君、3番 上米良 玲君を指名します。

---

**日程第2. 会期の決定について**

○議長（濱砂 征夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。第4回定例会の会期は、先の議会運営委員会において、本日から12月12日までの2日間と予定していますが、決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 異議なしと認めます。

従って、会期は、2日間と決定しました。

なお、会期中の会議日程と本日の日程は、お手元の議事日程第1号のとおりでありますので、ご了承ください。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（濱砂 征夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

去る11月21日、第62回町村議会議長全国大会が東京都で開催され、国に対する決議を17項目、特別決議を5項目及び共通要望事項25項目、各地区要望事項9項目を決定し、全国町村議会議長会役員より、関係省庁へ要望が行われます。

会議内容につきましては、資料の写しを各議員のお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から報告のあった、9月以降の例月現金出納検査、並びに定期監査の監査意見に関しましては、各議員のお手元に配布しております、写しのとおりでありますので、ご了承願います。以上で報告を終わります。

---

### 日程第4. 諸般の報告

○議長（濱砂 征夫君） 日程第4、引き続き諸般の報告を行います。

この報告は、会議規則第124条の議員派遣による調査報告であります。

総務文教常任委員会委員長、上米良 玲君の報告を願います。

○総務文教常任委員会委員長（上米良 玲君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 委員長、上米良 玲君。

○総務文教常任委員会委員長（上米良 玲君） 平成30年度総務文教常任委員会、行政調査報告をいたしたいと思えます。

期日は、平成30年10月18日木曜日から20日土曜日まで。

調査地としまして、神奈川県愛甲郡清川村および藤沢市。

調査目的としましては、清川村では宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化に向けた事業について。藤沢市ではタブレット端末導入による効果等についてを調査しました。

調査者は、濱砂 征夫議長、上米良 秀俊議員、上米良 玲議員、中武 智和議員、那須 有美恵事務局書記であります。

まず、清川村では、場所は、宮ヶ瀬やまなみセンターという場所で研修を行いました。対応者としてしまして、宮ヶ瀬ダム周辺振興財団の宮崎常務、菅野施設課長、カヌー場の担当として、佐藤様が対応していただきました。

宮ヶ瀬湖では「人と自然、都市と地域の交流・共存を目指す自然公園的機能をもった都市近郊リゾート地の形成」を基本理念として、湖畔地域全体の自然を保全しながら自然と接する場として3つのエリア（宮ヶ瀬湖畔エリア、鳥居原エリア、ダムサイト県立あいかわ公園エリア）を整備され、公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団を立ち上げ運営をされているそうです。

今回は、その中の1つ宮ヶ瀬湖畔エリアにて調査を行ってまいりました。

宮ヶ瀬湖畔エリアを含めた3拠点では、年間400を超えるイベントを開催し、平成29年度は167万人の方が来られているそうです。

平成32年には171万人を目指そうと計画をされているようですが、相当な努力が必要だと言われておりました。

また、このエリアには宿泊できる所が1カ所しかなく、ほとんどの方が日帰りで来られており、合宿などの時は隣の宿泊施設を利用されているそうで、今後宿泊施設についても検討していかなければならないとのことでした。

ダム湖の視察も多く、最近では韓国からダム周辺の活性化をするためにどのような活動をされているのかの調査にも来られたそうです。

また、オリンピックの事前キャンプで、ブラジルのカヌーチームが来られることが決定しているとのことでした。

この宮ヶ瀬湖の利用については、国・県・関係町村で宮ヶ瀬湖畔利用についての基本協定書が締結され、利用の区分を設け、湖面フィッシング、競技用カヌー、漕艇（ボート）、レジャーカヌー、遊覧船、カヌー教室などのエリアに分けて運営されているそうです。

カヌー場の使用については、安全確保のため2艇以上複数艇での利用が原則となっており、ライフジャケットは必ず着用するなどの遵守事項があるようです。

競技用カヌーの整備については、神奈川県が国土交通省に河川占有許可を受け整備しており、コースについては国内戦では500mがメインとなっているが、国際クラ

スが1000mなので、1000mが確保できるコースとなっているとのことでした。

また、レーンの数やブイの間隔もクラス別に制約があり、国体開催時には満水でコースも13レーンあったが、現在はダム湖の水位が下がっているため6レーン、7レーンを確保して国際C級の基準を確保している状況だそうです。

また、ボートの練習コースも整備されており、直線ではないが、2500mのコースがあるとのことでした。

ボートの練習コースについては財団が国土交通省に河川占有許可を受けて整備をしているとのことでした。

宮ヶ瀬湖カヌー場の利用状況（利用人数）については、昨年平成29年度は、4,178名で、渇水のため減少したが、今年度については9月現在で4,089名と昨年並みの利用状況があるため、過去最高になるのではないかと予想しているようですが、平日や降雨による利用客の減少も懸念されるとのことでした。

湖面フィッシングについては協定ではできるとしているが行っておらず、地元の方からも観光の面からの要望もあるが、棧橋がなく、他のカヌーや遊覧船との競合する部分があり、管理の面からも難しいため、今の段階では考えていないそうです。

現在までに湖面利用での事故は起きていないそうですが、遵守事項を十分に守り、安全対策については十分に気をつけて取り組んでいるとのことでした。

本村にも一ツ瀬ダムがあり、ダム湖を活用することで新たな観光につながるのではないかと考えるが、ゲリラ豪雨などによる濁水や流木の問題、ダム湖の渇水など問題点も多々あるが、魅力ある観光ではないかと改めて感じたところでした。

続きまして、藤沢市では藤沢市役所において、松下議長、友田議会ICT小委員会委員長、西委員長、浅上議会事務局課長補佐、名富書記の方々に対応していただきまして、研修を行いました。

藤沢市議会が議会ICT化に取り組むきっかけとなったのは、議長選挙の所信表明において、環境負荷低減と効率的な議会運営の実現に向けて、議会のICT化を進めていきたいと推進する候補者が議長に就任されたのがきっかけで、議長諮問機関として議会改革検討委員会が平成27年6月に設置され、議会改革検討会においてワーキンググループとしてのICT検討部会が発足したのがスタートだそうです。

導入に当たり、議員全員が共通の認識がなければならないことと、市民利益に資する取り組みでなければならないことが重要で、議会活動、政務活動・議員活動、非常事態時の活用の中でタブレット端末や議会ICT化に寄与する使い方をしていこうというのが始まりで、検討が進められたそうです。

議会活動では、タブレット端末を導入したペーパーレス議会運営により、会議運営の効率化、環境負荷低減、コスト削減、職員の事務負担軽減、行政情報伝達の迅速化を図りたいという意識があり、政務活動・議員活動においては、膨大な資料をタブレット端末で携帯でき、どこでも資料閲覧ができるため、議会報告会や個人の活動などで行政企画を市民の方に説明するなど、様々な使い方があるのではないかと検討をしたそうです。

非常事態時の活用では、遠隔会議システムの活用により、災害時等の被災状況などの情報を動画と画面同期機能を用いながら、最大1,000IDまで共有化できるメリットを生かし、非常事態時の活用も検討していかなければならないとのことでした。

ICT検討部会の方針は任意組織（ワーキンググループ）として幅広い合意形成を得る必要があるため、各会派1名以上で選任専任されたそうです。また、どなたでも参加できるとのことでした。

ワーキンググループでの会議は、企業としても開示できない情報などを取り扱うため、原則非公開とし、議員のオブザーバー参加を認め、多様な意見を募る取り組みもされたようです。

また、ワーキンググループは意思決定機関ではないため、導入によるメリット・デメリットの見える化を明確にするため、報告書をしっかりとまとめられたとのことでした。

導入に向けてのポイントとしては、全ての議員に理解があるわけではないことを前提に考え、目的と意義の共有化を図り、実際に体験して、体験の意識調査のアンケートを実施し、検討に生かす取り組みと、先行導入議会の調査や導入効果の検証を行い、政務活動での積極的活用を図るため、運用ルールも作られたそうです。

また、操作に慣れるために1年間の試行期間を設け、紙も併用しながらの取り組みもされたようです。

導入までの流れとしては、平成27年8月から平成30年4月までの2年8カ月の期間において、延べ30回に及ぶ会議等を開催されたようですが、導入タブレットの選考や注文台数の確保の問題や庁舎建設等も重なり、導入までの期間が長くなってしまい、今年の2月の定例会からの開始となったそうです。

導入に伴い気になる点として、紙資料削減効果の検証が挙げられるが、藤沢市議会では議員に配布されている予算書・予算の概要・決算書・主要な政策の成果を除いた資料のペーパーレス化を行ったと仮定し、検証を行ったそうです。

結果、削減可能な紙資料は年間で22万枚（43万9,074ページ分）で削減の効果として年間274万円のコスト削減が図れる計算となったそうです。

また、ペーパーレスの意義としては、CO<sub>2</sub>排出削減だそうですが、22万枚を削減した時の紙のCO<sub>2</sub>排出量は1,124（Kg-CO<sub>2</sub>）となるそうですが、タブレット端末導入による電力使用などでCO<sub>2</sub>を排出するため、計算すると年間1トンぐらいの効果があるのではないかということでした。

他には、議員の負担軽減による見込み効果や、印刷複写費用削減の効果など、調査をされたそうです。

結果としてコストメリットもあり、環境負荷低減にもなり、職員の負担もプラスにはならないということで、全議員の確認を取り、議会運営委員会で承認をいただき導入となったそうです。

また、運用にあたり過度な制限は設けず、議員の責任と良識のもと自由にしていただくとともに、運用ルールを設けているとのことでした。

今後の主な課題としては、ペーパーレス化への移行、議会、Wi-Fiセキュリティシステムと文書共有システムの互換性の問題、議長・委員長席には2台必要、文書共有システムによるモニター表示は画像以外では不向き、行政がクラウドにアップするには神奈川情報セキュリティクラウドを通す必要がある、サーバーの容量やデータの保存期間などがあるそうです。

タブレット端末を導入することで様々な活動に使用することができ、議会の活性化にもつながると考えられることから、本村でも導入に向けた調査検討を行う価値は大いにあるのではないかと感じたところでした。以上、報告いたします。

---

## 日程第5. 諸般の報告

○議長（濱砂 征夫君） 日程第5、同じく議員派遣による調査報告を行います。

農林振興建設常任委員会委員長、濱砂 勝義君の報告を願います。

○農林振興建設常任委員会委員長（濱砂 勝義君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 委員長、濱砂 勝義君。

○農林振興建設常任委員会委員長（濱砂 勝義君） それでは、農林振興建設常任委員会による行政調査を委員3名と高知県において実施しましたので、報告いたします。

この調査には、議会事務局の濱砂局長が同行しております。

調査内容は、都市と地方の税収格差を是正するため2008年に始まった「ふるさと納税制度」であるが、近年特に寄附額の増額を見込んだ市町村は、豪華な返礼品や外国産までも加えるなど、過度な返礼品合戦へと展開している。

国もこのように返礼品が直接地域振興に結びついていない現状を危惧し、全国の自治体に全ての返礼品に対し還元率を3割以内とすること、また、市町村と関連のある地場産品に限定するよう通知を出しているが、しかし、自主財源が少ない市町村において「ふるさと納税制度」はかすかに残された収入増のチャンスでもあるから、本村も依存財源に大きく委ねる財政状態であることは確かなことであるため、「ふるさと納税制度」を積極的に活用している自治体の現状に鑑みて、今後の「ふるさと納税制度」のあり方について、行政調査を行ってまいりました。

まずは奈半利町であります。対応者は岩内議長、寺原事務局長、柏木地域振興課長補佐であります。

町の概要ですが、人口が3,271名。特産品として、イチジク、ヤマモモ、スイカ、キンメダイ、カツオ、スルメイカ等であります。

経緯といたしまして、町内には食品企業や加工品がなく、原材料（魚や野菜等）のみに重点を置いていた。また、加工品や商品売り出す仕組みやノウハウ・キーマン・団体もなかった。

そこで、全国に町の名前と特産品を知ってもらい、雇用創出と生産力および所得向上の為「ふるさと納税制度」を利用することとした。そして、納税制度のためだけで

なく、一般流通へと重点を移行し、自立した町づくりを目指しながら現在に至っているようです。

実際の動きでございますが、平成20年5月に導入検討を開始し、この時は総務課と地域振興課であります。平成20年6月に返礼品を決定する。返礼品については役場職員が町内全ての飲食店に行き、実際に食事し、農畜水産物関係は現地確認をしながら直接生産者から話を聞いて情報を集めた。そして、良いと思ったものは全て返礼品リストに入れた。また、新商品開発については、生産者の意見を取り入れながら、一緒になって進めていったそうです。例えば、役場職員と地元漁師が一緒になり、鹿・猪肉を使ったジビエソーセージに加工できる業者を町外まで探しに行き、完成にこぎつけたそうです。パッケージ、ロット数、単価等全て役場で考案したようでございます。

平成25年12月、当時はあまり普及していないクレジットカードとインターネットによる寄附の受付を開始しました。

平成26年4月、平成26年に多くの全国版テレビで「ふるさと納税制度」への取り組みが紹介され、2億2,800万円を超える寄附が集まったようであります。

平成27年11月、返礼品を45セットから600セットに増大させました。

平成28年12月、1日で2億円の寄附があったようでございます。

平成29年3月、通販サイトを開設し、平成29年度は寄附額が39億円を突破しました。受付を開始した平成20年度は36万5,000円で、14件であったそうです。

平成30年10月、申し込みを7サイトに増やしました。

平成29年度末でございますが、約75億9,800万円の寄附が全国から寄せられたようでございます。

奈半利町の取り組みの特徴としまして、まず①寄附者の意見を特別企画に反映させている。②新しい特産品開発は商品完成まで役場職員がとことん動く。梱包まで手伝うようでございます。③小規模自治体なので、地域内の全ての産物に目を向けている。④常に新しい特産品の返礼方法を考案していること。

職員体制でございますが、正職員が3名、うち2名は兼務だそうです。臨時職員が

11名で、これはオペレーターや送り状作成などの専属だそうでございます。

寄附金の活用事例でございますが、奨学資金制度に私立・専門学校生を追加、第2子以降の保育料無料化、小中学校の教材購入、農水産物加工場建設補助、各種イベントの実施、新規就農者受け入れ事業研修補助などがあります。

成果としまして、①返礼品の生産者だけでなく、集まった寄附金を有効活用することによって、町民全体に恩恵が行き渡り、町全体が活性化しました。②新たな特産品の出口を確保したことにより、生産者を中心として町民の収入が増えたようです。平成29年度は約20億円の収入増となっております。③新たな特産品開発推進により、町内に加工業者が増え、雇用確保に大きく貢献したようです。④町の産業振興として人気のある商品を軸にやってみれば良いことがわかった。そして一番の成果は、町が発展、生き残るきっかけを「ふるさと納税制度」が教えてくれたことだそうでございます。

ここで我々議員から質疑しましたので、時間がかかりますが、全て紹介したいと思います。

まず、「クレジットカード導入の理由は？」

当時はホームページやインターネットを見てくれる人が少なく、クレジットカードが利用できる環境と利便性を整える必要があると考えたことによるそうでございます。

「平成28年12月の2億円寄附額の理由は？」

この時は12月31日の大晦日1日だけで2億円集まったそうでございます。例年12月15日を過ぎたころからだんだん多くなり、源泉徴収等で年報酬等の額がわかるからではないかと思っている。また、控除額に反映されるためではないかと思うということでございます。

「ワクワク感やドキドキ感を重視した取り組みとは？」

ブランド力の産地と同じようにやっていたら負けるので、誕生日にサプライズでケーキを贈ったり、四季折々の品を揃えたり、他の自治体がやっていないような仕組みを考えてやっている。民間の企業やスーパーがやっている肉の日・野菜の日やポイント5倍の日などを参考にしているそうでございます。

「耕作放棄地解消プロジェクトとは？また、有害鳥獣対策は？」の質問ですが、遊休農地に地元の人達が野菜等を植えて返礼品にする事業であるようでございます。この事業で2ヘクタール耕作放棄地が解消されたようでございます。

それと獣害対策として、電柵を設置したり猟友会に依頼し駆除しているが、一向に減らないようでございます。

「返礼品は寄附金の何割にしている？」

以前は5割だったが、国からの通知があり、今年8月からは3割にしているようでございます。

「寄附者で、奈半利町出身者の割合は？」

これはほとんどいないようでございます。

「寄附者との交流イベント参加者は？」

イベント参加者は自費で夫婦を含めて約50名参加されたようでございます。

「商品開発で価格設定やパッケージ作成等、業者に依頼せず役場職員でやった理由は？」

業者は地元の現状がわからないし、専門的なことを言うので、生産者は入りづらいついていた。職員だと生産者と納得いくまで話し合えるし、早く物事が進むと思うからだそうでございます。

「ホームページやネット情報は業者に委託しているのか？」

全て職員で行い、新しく正確な情報をすばやく提供しているようでございます。

「農業関係の生産者数は？」

野菜は20戸、米農家は80戸おられるようでございます。

「クレームについてどのように対応しているのか？」

クレームに対し、否定はせずに全て聞いた上で、問題点を検証し、修正対応している。まずはオペレーターが対応し、最終的には担当職員で対応するようにしているが、職員まで来ることは滅多にないようでございます。

「担い手や後継者対策につながっているか？」

1次産業は難しい面があるが、加工品などその他の業種については、若い人たちが関わってきてくれている。「ふるさと納税制度」があるうちに多くの起業支援や販売先

を確保しておきたいということでございました。

「人気のない商品への対策は？」でございますが、まず原因を見つけるが、金額が高いことが多い。生産者が金額設定するので、他の自治体にある同じような商品と比べて、生産者に納得してもらおうようにしている。それでも無理な場合は、人気のある商品とセットにしているようでございます。

続きまして、越知町でございます。

対応者は小田町長、寺村議長、織田総務課長、山下主事、谷岡補佐でございます。

町の概要でございますが、人口が5,649人で、特産品はショウガ、ブント、新高梨等であり、また、仁淀川を生かしたカヌーやラフティング、キャンプ等のアウトドア事業により多くの観光客が訪れているようです。

経緯でございますが、本格的に取り組みを始めたのは平成27年9月からであります。それまでは固定の方より年間200万円から400万円の寄附をもらっていたが、奈半利町などふるさと納税により寄附のメリットを有効に生かした町おこしに関心を持ち、生産者と一緒に視察勉強し、取り組みを始めたようでございます。

寄附金の募集方法でございますが、ふるさとチョイスが7割で、あと、楽天、ヤフー、ふるなびだそうでございます。越知町のホームページに誘導バナーを掲示して納税をしてもらおうシステムとなっている。今ではサイトからの申し込み、カード決済がほとんどで、電話やFAX、振込用紙による申し込みはゼロに等しいようでございます。寄附者はネットショッピング感覚のようでございます。

職員体制でございますが、専属正職員が1名、兼務正職員が1名、臨時職員が2名、忙しい時期は他の職員の応援を依頼するようでございます。

寄附金の活用事例でございますが、産業・経済・観光づくり事業、防災事業、スポーツ振興、人材育成事業、地場産業育成などがあります。

成果としまして、①寄附額の55%が返礼品の生産者に流れている。生産者以外の住民には各事業を実施することで町民全体に恩恵が行き渡るようにしている。②ふるさと納税制度がなくなっても販売ルートやノウハウ等が生かせる仕組みができたことで、生産者の意欲が出てきた。後継者も帰ってきているということでございます。③ふるさと応援基金条例を設置し、2割を基金へ積み立てているということでござい

す。

ここで質疑応答があったわけですが、奈半利町とほとんど同じ内容でございますから、省略させていただきます。

それと、キャンプ場とカヌーツアーでございますが、現在、キャンプ場を整備している民間業者によるカヌーやラフティングツアーを中心に、キャンプ、川遊びが実施されているようでございます。

両方とも「ふるさと納税」を町おこし、地域おこしにつなげるという思いを強く感じた。そこには、返礼品を有効活用することにより、地元生産者の意欲を高め、後継者を育成し、新規雇用を確保しながら、新たな販売ルート開発や町のPRを同時に行っていくことのメリットがあった。

また、役場職員も本村と比較しても特段多いわけではないが、業者任せにするのではなく、職員が生産者と一緒になって特産品開発や問題点を解決し、お互いの信頼関係を築いていくことで、良質で確かな返礼品が整備されているようでありました。

返礼品の確保などこれからの課題もあると思うが、本村と同じような規模の町村でも実際にやって成功している事例があることがわかりました。

自主財源が少ない本村において「ふるさと納税制度」の活用は収入増のチャンスでもあるし、ルールに則り、将来を見据えた制度の有効活用をお願いしたいと思います。

以上、報告を終わります。

○議長（濱砂 征夫君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第6. 報告第15号

○議長（濱砂 征夫君） 日程第6、報告第15号 専決処分した事件の承認について（へき地診療施設・設備整備事業の物品売買契約について）を議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） 本日から2日間ではありますが、本議会を開催いただきご審議いただきますことを、厚く御礼申し上げます。

それでは、ただ今上程いただきました、報告第15号 専決処分した事件の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は平成30年10月5日付で行いました、へき地診療施設・設備整備事業の物品売買契約に係る専決処分につきまして、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

今回の契約は、平成30年度へき地診療施設・設備整備費補助金の交付決定を受けまして、診断用X線装置を整備するものでございます。契約内容につきましては、次のとおりでございます。

事業名 へき地診療施設・設備整備事業 診断用X線装置整備

導入場所 西米良村大字村所66番地1

国民健康保険西米良診療所1階 レントゲン室

請負業者 株式会社メディカル梶本

代表取締役 淡路 憲昭

請負金額 1,296万円

以上報告第15号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましてはご質疑に応じまして、事務長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 征夫君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。報告第15号について質疑はありませんか。

○議員（2番 白石 幸喜君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 2番、白石 幸喜君。

○議員（2番 白石 幸喜君） へき地診療施設・設備整備事業費補助金の交付決定ということで専決をされたということですが、補助金等を活用することによる専決処分ということだというふうに考えますけども、この補助率・補助額等がわかれば、それを伺いたいということと、もう1点ですけども、導入する金額も1,200万円と大きいですが、導入する機器等が決定していればですね、現在の機器等の性能との違い等を事務長に伺いたいと思います。

○議長（濱砂 征夫君） 診療所事務長。

○診療所事務長（渡邊 智紀君） 失礼いたします。今の質問にお答えいたしたいと思っております。今回の事業の補助金につきましては、国の補助金で県を経由して補助が来るものになっております。県の方から、国の補助の交付決定がまいておりますので、補助率と額の方を説明したいと思います。

率につきましては事業費の2分の1を補助していただくということで、額につきましては、2分の1ですので、648万円ということで、補助が決定しておるところでございます。現在の機器と性能につきましてはですが、機器的な内容につきましては一般用のレントゲンシステム、レントゲンの装置ということになりますので、胸写等の胸の写真を撮ったりというような機械になります。現在東芝の機器が入っておりまして、東芝さんの方がいろいろな諸事情がありまして、キャノン・メディカルシステムというところに統合されております。導入から13年経っておりますので、今回の整備の段階で保健所の方にも確認をいただきまして、更新が望ましいという意見をいただいております。性能につきましては13年前の機器からすると、性能は格段に上がっているというところで、資料の確認もしていただきまして、整備を進めたところでございます。以上です。

○議員（2番 白石 幸喜君） 了解しました。

○議長（濱砂 征夫君） これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 討論なしを認めます。これで討論を終わります。これから報告第15号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 異議なしと認めます。

従って、報告第15号 専決処分した事件の承認について（へき地診療施設・設備整備事業の物品売買契約について）は、原案のとおり承認されました。

---

## 日程第7. 報告第16号

○議長（濱砂 征夫君） 日程第7、報告第16号 専決処分した事件の承認について

(直診診療施設整備事業の物品売買契約について)を議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長(黒木 定藏君) 議長。

○議長(濱砂 征夫君) 村長。

○村長(黒木 定藏君) ただ今上程いただきました、報告第16号 専決処分した事件の承認について、提案理由の説明を申し上げます。本案は平成30年10月5日付で行いました、直診診療施設整備事業の物品売買契約に係る専決処分につきまして、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

今回の契約は、平成30年度宮崎県国民健康保険給付費等交付金(特別交付金:直営診療施設整備事業)を申請し、レントゲン装置(X線テレビ用)を整備するものでございます。契約内容につきましては、次のとおりでございます。

事業名 直診診療施設整備事業 レントゲン装置(X線テレビ用)

導入場所 西米良村大字村所66番地1

国民健康保険西米良診療所1階 レントゲン室

請負業者 株式会社メディカル梶本

代表取締役 淡路 憲昭

請負金額 1,728万円

以上、報告第16号について説明申し上げましたが、詳細につきましてはご質疑に応じまして、事務長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長(濱砂 征夫君) 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。報告第16号について質疑はありませんか。

○議員(2番 白石 幸喜君) 議長。

○議長(濱砂 征夫君) 2番、白石 幸喜君。

○議員(2番 白石 幸喜君) これも先ほどと同じでございますが、事務長に伺いたいと思いますけれども、交付金を利用されるということでございます。交付率等わかれば伺いたいと思いますし、レントゲン装置ということでございますが、交換する理由

を伺いたいと思います。

○議長（濱砂 征夫君） 診療所事務長。

○診療所事務長（渡邊 智紀君） それでは、ご質問にお答えしたいと思います。今回整備更新をする機器につきましては、レントゲン装置のX線テレビ用ということで、簡単に言いますと透視台というものになります。胃の透視であるとか、大腸カメラであるとか、骨の整復等を行うときにテレビを見ながら施術ができるというものになってくると思います。これに関しましても開所当初から13年を経過しておるということで、保健所の方からも患者サービスの低下や使用者への放射線障害が危惧されるとして、更新が望ましいという意見書をいただいておりますので、そういった形で更新をしておるところでございます。

先ほどありました県の交付金につきましては、国民健康保険の事業が県の方に移管されたことによりまして、県を経由するというので、県の交付金となっておりますけれども、去年で言えば調整交付金に当たります。交付率の方は3分の1ということで、申請をしておるところでございます。12月末までに事業を完了しないといけないということで、専決の処分の方をさせていただいたような状況でございます。以上です。

○議員（2番 白石 幸喜君） 了解です。

○議長（濱砂 征夫君） 他にありませんか。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 討論なしを認めます。これで討論を終わります。これから報告第16号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 異議なしと認めます。

従って、報告第16号 専決処分した事件の承認について（直診診療施設整備事業の物品売買契約について）は、原案のとおり承認されました。

## 日程第8. 報告第17号

○議長（濱砂 征夫君） 日程第8、報告第17号 専決処分した事件の承認について（平成30年度西米良村一般会計補正予算（第8号））を議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程いただきました、報告第17号 専決処分した事件の承認についての提案理由の説明を申し上げます。本案は平成30年10月29日付で行いました、平成30年度西米良村一般会計補正予算（第8号）に係る専決処分につきまして、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し承認を求めらるるものでございます。

補正内容でございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,381万円を追加し、予算総額を28億5,160万6,000円とするものでございます。

まず、歳入について申し上げます。繰入金1,381万円は、財政調整基金から所要額を繰り入れるものでございます。

歳出について申し上げます。教育費の事務局費281万円の増額は、国の補正予算に伴う学校施設の空調設備整備に係る設計委託料でございます。

災害復旧費1,100万円の増額につきましては、いずれも台風24号及び25号に係るものでございます。以上で報告第17号について説明申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれの担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 征夫君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。報告第17号について質疑はありませんか。

○議員（7番 濱砂 恒光君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 7番、濱砂 恒光君。

○議員（7番 濱砂 恒光君） 担当課長に伺います。台風24号と25号の災害に伴う林業用施設災害復旧費と、道路橋梁災害復旧費の場所を教えてください。

○議長（濱砂 征夫君） 建設課長。

○建設課長（上米良 敦君） ただ今の恒光議員のご質問にお答えいたします。今回の補正に挙げております林道施設の復旧につきましては、主に横野河口線の崩土除去を行っております。あと八重地区の竹元谷線を行っております。道路橋梁災害復旧費につきましては、越野尾地区で言いますと下相見線、狭上線等の崩土除去を行っております。以上です。

○議員（7番 濱砂 恒光君） わかりました。

○議員（4番 濱砂 勝義君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 4番、濱砂 勝義君。

○議員（4番 濱砂 勝義君） 教育課長にお伺いいたしますが、学校の空調設備整備に係る設計委託料281万円ですが、これは業者に直接依頼して、設計委託する必要があるのかどうかと、今度は建設課長にお伺いしますが、災害復旧費400万円、これには設計委託料が300万円と復旧計工事費が400万円。これはわずか100万円の差しかないわけですが、これは積算方法をお伺いしたいと思います。

○議長（濱砂 征夫君） 教育総務課長。

○教育総務課長（濱砂 亨君） ただ今のご質問にお答えしたいと思います。設計委託料ですけれども、今回ご承知のとおり、国の補正予算に基づいて臨時特例交付金の活用をしながら整備を進めるというものでございます。従いまして、現在文部科学省で定めております学校環境基準、それ等を各部屋ごとにクリアしていく必要がありますし、また現在の学校の電気の総量について、整備するものについては、もしかしたら高圧電力が必要になるかもしれない。できれば私どもとしては低圧電力で整備を進めるほうがコスト的にもすごく有利になりますので、そういった細かい電気設備の計算、そういったものが必要になってきておりますので、専門の業者さんに設計を委託して設計をしていただくという形で考えております。以上です。

○議長（濱砂 征夫君） 建設課長。

○建設課長（上米良 敦君） ただ今の勝義議員のご質問にお答えいたします。委託料300万円と工事請負費の400万円、差額100万円とありますけれども、こちらの工事請負費につきましては、崩土除去ということで、村内業者さんが実費でやっていただいた経費で算出しております。測量委託につきましては、箇所数が多くござい

ますが、県に基づく歩掛等で算出している数字になっております。以上です。

○議員（４番 濱砂 勝義君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） ４番、濱砂 勝義君。

○議員（４番 濱砂 勝義君） わかりました。空調工事はですね、はっきりわかりませんが、そう難しくない設計ではないかとちょっと考えるところがございます。できればこの設計委託料を抑えて、もうちょっと空調を増やすとか、そういう使い方もあるのではないかと思うが、いかがでしょうか。

○議長（濱砂 征夫君） 教育総務課長。

○教育総務課長（濱砂 亨君） 単純な空調設備、例えばクーラーとかの設置のみであれば、多分うちの設計でもできるかなと思っております。ただ先ほど説明したように、各部屋ごとの人員に基づく温度設定基準、それからその部屋を使う人数によつての換気基準。こういったものをクリアするためにどういった設備が必要になるかといったところを詳細に設計していくということが、今回は必要になってくるかと思っております。そこらへんも含めまして、今回は設計業務を委託するという形で進めさせてもらっています。当然本件につきましては入札を行って、最低価格で取られた業者さんをお願いするという形ですので、通常どおりの予算の効率的な運用については留意していきたいというふうに考えております。以上です。

○議員（４番 濱砂 勝義君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） ４番、濱砂 勝義君。

○議員（４番 濱砂 勝義君） 了解しました。

○議長（濱砂 征夫君） これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 討論なしを認めます。これで討論を終わります。これから報告第１７号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 異議なしと認めます。

従つて、報告第１７号 専決処分した事件の承認について（平成３０年度西米良村

一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり承認されました。

---

### 日程第9. 議案第43号

○議長（濱砂 征夫君） 日程第9、議案第43号 西米良村監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程いただきました、議案第43号 西米良村監査委員条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

平成29年に監査委員制度の充実強化を趣旨とする地方自治法の一部改正が行われたことに伴い、今後は各市町村で作成する監査基準に沿った内容で監査を実施することとされたために、基本的事項や詳細な実施細則などを定め、それに従って審査が行われるということになります。

さらに、本村では平成28年度決算から地方公会計に基づく統一基準による財務書類を作成しておりますので、これらの財務書類を活用した分析も含めて、広範囲な見地から審査を実施していただくために、審査期間を現行の30日から60日に改正するというものであります。

また、財政健全化判断比率等の審査につきましても、同時期に実施されるために、決算等の審査と同じ期間に改正するものでございます。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 征夫君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第43号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 討論なしを認めます。これで討論を終わります。これから議案

第43号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 異議なしと認めます。

従って、議案第43号 西米良村監査委員条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10. 議案第44号

○議長（濱砂 征夫君） 日程第10、議案第44号 西米良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程いただきました、議案第44号 西米良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

人事院におきまして、民間事業所の実施調査を行いまして、その結果、民間給与と国家公務員給与の格差が生じていること等から、給与水準の引き上げの勧告がされたところであります。また宮崎県人事委員会におきましても、同様の調査を行った結果、県職員の給与を上回る結果となりまして、県におきましては先の県議会におきまして、国と同様に引き上げることが決定されたところであります。本村におきましても、国・県の状況を踏まえまして、宮崎県人事委員会の勧告内容に沿った給与改定を行うこととしたところであります。

改正内容は、若年層に重点を置き、月例給を若年層で平均1,000円程度、その他で400円程度引き上げ、各給料表（行政職給料表1、医療職給料表1、2）を改正するというものです。

また、勤勉手当や宿直等の手当もあわせて行うというものであります。

以上、概要について説明申し上げましたが、質疑に応じまして、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます、

提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 征夫君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第44号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 討論なしを認めます。これで討論を終わります。これから議案第44号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 異議なしと認めます。

従って、議案第44号 西米良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11. 議案第45号

#### 日程第12. 議案第46号

#### 日程第13. 議案第47号

○議長（濱砂 征夫君） 日程第11、議案第45号 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第12、議案第46号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程第13、議案第47号 西米良村教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についての3議案を一括議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今一括上程いただきました、議案第45、46号、47号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず議案第45号 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

人事院におきまして、一般職の職員の給与について引き上げの勧告が行われたところでございますが、これに伴いまして国におきましては、指定職や特別職、また県におきましては、県議会議員等の特別給である期末手当等の改定が行われたところでございます。これを踏まえまして、本村におきましても議会議員に係る期末手当の支給月数の改定を行うというものであります。

改定の内容につきましては、期末手当の支給月数を現行の年間3.30月分から3.35月分に引き上げるというものでございます。

続きまして議案第46号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

人事院におきまして、一般職の職員の給与につきましては引き上げの勧告がなされたところでございます。これに伴い、国におきましては、指定職や特別職、また県におきましては、県知事等の特別給である期末手当等の改定が行われたところでございます。これを踏まえまして、本村におきましても特別職に係る期末手当の支給月数の改定を行うものであります。

改定の内容は、期末手当の支給月数を現行の年間3.30月分から3.35月分に、0.05月分引き上げるというものでございます。

次に議案第47号 西米良村教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

人事院におきまして、一般職の職員の給与につきましては引き上げの勧告が行われたところでございますが、これに伴い、国におきましては、指定職や特別職、また県におきましては、県教育長等の特別給である期末手当の改定が行われたところでございます。これを踏まえまして、本村におきましても、教育長に係る期末手当の支給月数の改定を行うものであります。

改定の内容は、期末手当の支給月数を現行の年間3.30月分から3.35月分に引き上げるというものであります。

以上、議案第45号、議案第46号、議案第47号の提案理由の説明をおわります。

ご質疑に応じまして、それぞれの担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 征夫君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第45号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 討論なしを認めます。これで討論を終わります。これから議案第45号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 異議なしと認めます。

従って、議案第45号 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（濱砂 征夫君） 議案第46号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 討論なしを認めます。これで討論を終わります。これから議案第46号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 異議なしと認めます。

従って、議案第46号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（濱砂 征夫君） 議案第47号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 討論なしを認めます。これで討論を終わります。これから議案第47号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 異議なしと認めます。

従って、議案第47号 西米良村教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14. 議案第48号

○議長（濱砂 征夫君） 日程第14、議案第48号 平成30年度西米良村一般会計補正予算（第9号）を議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程いただきました、議案第48号 平成30年度西米良村一般会計補正予算（第9号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算総額に、1億3,248万1,000円を追加し、補正後の予算総額を29億8,408万7,000円とするものであります。

主な歳入についてご説明申し上げます。災害復旧費等国庫補助金1億2,845万2,000円の増額につきましては、台風災害における村道・林道の災害復旧に伴うものでございます。

歳出についてご説明申し上げます。全体的な事項といたしまして、人事院勧告に基づく給与改定等の人件費の調整を行っております。

地籍調査費2,437万4,000円の減額につきましては、交付決定によるものでございます。

社会教育総務費17万円の増額は、生涯学習推進大会経費の確定に伴い、64万円の減額。また、全国中学校剣道プレ大会出場補助金80万円の増額等でございます。

以上、提案理由について申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 征夫君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第48号について質疑はありませんか。

○議員（5番 上米良 秀俊君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 5番、上米良 秀俊君。

○議員（5番 上米良 秀俊君） まず、最初に25ページなんですけど、教育総務課長にお伺いいたします。全国中学校剣道プレ大会出場補助金とあります。本当に全国大会出場うれしいこととあります。ところで、この大会いつどこで開催されるのでしょうか。また、この大会はどのような大会なのでしょう。お伺いしたいと思います。

26ページなんですけど、建設課長に伺います。災害復旧費1億4,600万円は、鉾山谷・古川線他6路線と書いてありますけれども、他の災害箇所を教えてください。また、台風24・25号の災害とありますが、この事業については、激甚災害の対応となるのかお伺いしたいと思います。

○議長（濱砂 征夫君） 教育総務課長。

○教育総務課長（濱砂 亨君） ただ今のご質問にお答えしたいと思います。まず、中学校のプレ大会の方の出場補助金なんですけども、本大会は、平成31年度、来年度の全国中学体育大会の剣道大会が大阪市のほうで開催される予定になっております。これに先駆けまして、プレ大会、前哨大会として今回開催されるものでありまして、大阪中学校体育連盟剣道部専門会、こちらが主催して大会を実施するものでございます。日程につきましては、平成31年、年を明けまして1月5日土曜日から1月6日日曜日ということで予定されております。また、会場につきましては大阪市立中央体育館というところで開催されます。今回の出場資格なんですけども、全国大会のプレ大会ということでありまして、各都道府県の支部から推薦を受けた1チームが各都道府県から出場の資格を得るという形で、今回西米良中学校は優勝しましたので、出場資格

を得て、今回プレ大会のほうに出場するという形になっております。これに対して、何としても支援をしていきたいということで、今回予算を計上させていただきました。以上でございます。

○議長（濱砂 征夫君） 建設課長。

○建設課長（上米良 敦君） ただ今の秀俊議員のご質問にお答えいたします。村道災害につきましては、鉾山谷・古川線以外6路線としておりますが、まず、村道野地線、村道狭上線、村道助八重線、村道上米良線、村道横谷線を予定しております。こちらはまだ災害査定を受けておりませんが、来年1月に災害査定を受ける予定としております。激甚指定の件なんですけども、現在うちのほうに来ているのが、台風24号は直撃指定ということで情報が来ているのですけれども、対象になるものについては農林水産省所管ということで、林道災害のみが今、激甚指定ということでお伺いしております。補助率等については、まだ、災害査定が終わっておりませんので、事業費は確定していないということで、まだ数字が出せませんので、以上ご質問にお答えしたいと思います。以上です。

○議員（5番 上米良 秀俊君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 5番、上米良 秀俊君。

○議員（5番 上米良 秀俊君） ありがとうございます。関連で農林振興課長にお伺いします。台風被害は、農林業の方にも大変な影響を受けました。最近にない大雨と強風によりまして、作業道の崩壊、路肩決壊、そして風倒木の発生など甚大な被害を受けられた方もおられます。作業道復旧については、多額の資金を必要といたします。これらの被害について、先ほど建設課長からありました農林生産関係は激甚の指定になるのではないかと話はあったんですが、この激甚指定で復旧はできないものか。できればいいんですけども、該当しないということであれば、以前に、作業路補修補助金ということであった時もあったんですが、これを復活して、こういう災害が出た時の救済措置はとれないものか伺いたいと思います。

○議長（濱砂 征夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（上米良 重光君） 今のご質問にお答えしたいと思いますけども、作業道の場合は施工主体が市町村ではありませんので対象にならない。それで、作業道

の改設時点が、施工主体が組合とか個人とかの形になっております。実際に激甚災害指定になるかというのが、ひっかかるわけですけど、市町村管理ではないから激甚災害指定にかからないというのが実情であります。そして今説明がありましたけれども従来は災害復旧事業というのがありました。実際に。それで、対応していたわけではありますけども、今の作業路の災害復旧事業というのが県の補助もありません。単独補助金もありません。ということで今、役場のほうも現地を調査して確認しているところですけど、実際に山腹崩壊もありまして作業道が通れないという箇所がけっこうあります。排水の関係で今年もあったわけですけど、山腹崩壊を起こす原因にもなりますので、そこら辺は今後調査してどういう対策をとるのかというのは、検討したいと考えております。補助金にするのか、維持管理の形でやるのかというのがかかわってきますので、そこへんを上司と相談しながら、予算を計上したいと考えています。以上です。

○議員（5番 上米良 秀俊君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 5番、上米良 秀俊君。

○議員（5番 上米良 秀俊君） ありがとうございます。本当に大変な被害を受けておりまして、相当苦勞もされておりますので、そういう方向で対応できるのであれば前向きにご検討方、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議員（1番 中武 智和君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 1番、中武 智和君

○議員（1番 中武 智和君） それでは担当課長にお伺ひいたします。何点かありますので、1点ずつ聞きたいと思います。歳入のほうになるんですけども、総務大臣配分償却資産に係る価格等の交付決定等によりということ、固定資産税のほうが減額となっております。この償却資産については、どのような償却資産であって決定の時期であったり、そういったものはどのような取り扱いになっているのかというのを、まずお伺ひいたします。

○議長（濱砂 征夫君） 村民課長。

○村民課長（田爪 健二君） ただ今の1番議員のご質問にお答えしたいと思います。この償却資産については、大幅な減額というのが総務大臣配分の九州電力、NTT等

のものになります。ある程度の予算の見込みは立てて予算計上しておりますが、決定時期が3月末に国のほうから通知が来ますので、償却率というものをなかなか算定しがたいところがありまして、今回減額をしてもらったんですけども、その他、新たにKDDI、こういうのも総務大臣配分。こういうのも決定価格等がそういった3月末しかわかりませんので、ある程度は見込みを立てておりますけども、なかなか算定がしづらい部分がございます。以上です。

○議長（濱砂 征夫君） 1番、中武 智和君。

○議員（1番 中武 智和君） 了解しましたが、今の説明でいくと、これは基本的に毎年価格が変動しているということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（濱砂 征夫君） 村民課長。

○村民課長（田爪 健二君） ただ今のご質問ですけれども、償却資産については、その事業所が新たに設備等を設置した場合には増額になりますし、廃虚した場合には減額となるということで、その辺は見えない部分ではございますけれども、そういった増減というのは毎年あると思います。以上です。

○議員（1番 中武 智和君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 1番、中武 智和君

○議員（1番 中武 智和君） はい。了解しました。次に12ページになろうかと思っておりますけども、情報政策費の光ケーブルの引き込み工事の減額ということで、30万円ほど減額がなされております。これについては、計画の見直しに伴う減ということで理由として計上されておるんですけども、これはどのような計画であって、どのような計画の見直しが行われて、減になっているのかという点について、まずお伺いいたします。

○議長（濱砂 征夫君） むら創生課長。

○むら創生課長（牧 幸洋君） ただ今の質問にお答えしたいと思います。こちらにつきましては、本年度整備を予定しておりました、ふたば園の新築工事、それと上米良に整備する住宅、そちらが計画変更に伴い次年度以降ということになりましたので、そのために計上しておりました、光回線の敷設の工事費を減額させていただいたものでございます。以上です。

○議員（1番 中武 智和君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 1番、中武 智和君

○議員（1番 中武 智和君） 了解しました。そういった計画が先送りになったものについての計画見直しということであれば、理解ができます。ただ、当初予算で、これとは別件になるんですけども、W i- F i設備が各観光施設等に導入されるという計画があったかと思うんですけども、まだ、今のところ、川の駅であったり温泉館であったりとか施設等でまだW i- F iが飛んでいるというような形跡が見られないんですが、これについては、どのような理由でまだ事業が実施されていないのかということについて、お伺いをいたします。

○議長（濱砂 征夫君） むら創生課長。

○むら創生課長（牧 幸洋君） こちらにつきましては、国・県等の観光関係の補助金等を使えないかということで、いろいろと模索をしていたところで、いろいろ情報収集をしていたところだったんですけども、最終的にはなかなか今回の本村の事業については対応はできないということで、スタート時点が遅れたということと、現在の状況を申し上げますと、こちらのほうと事業の委託に関する契約が済んでいますので、これから整備が進んでいくということになるかと思えます。

○議員（1番 中武 智和君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 1番、中武 智和君

○議員（1番 中武 智和君） 了解しました。補助事業にのせるための手続きが若干遅れたというか、調整がつかなかったということであるということなんですけど、先日、中学生が修学旅行に行っておりました。うちの娘も行かせていただいたんですけども、帰ってきて開口一番「遠野に行ったらW i- F iがすごかった。」と言っていました。いろんなところに行くと、やっぱりW i- F iというものがかなり整備をされていると。要するに村長もよく言われます観光施策であったりとかいうものには、やっぱりW i- F iも1つのマストのアイテムにもなっておると思いますので、ぜひ早急に進めていただきたいと思えますので、その点についてはよろしくお願ひしたいと思います。

それから次に、16ページになるんですけども、認定こども園関係になります。

これについては、計画変更等による減ということで、工事請負費だったり委託料というものが減っておりますが、具体的な内容について説明を願います。

○議長（濱砂 征夫君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（吉丸 和弘君） ただ今のご質問にお答えしたいと思います。ふたば園舎の建設についてですけれども、当初は、今年度、現在の園舎の場所を護岸工事しまして、次年度には新園舎を同じ場所に建設するというところで行っておりましたが、今年度ですね、非常に台風の襲来も多かったという中であってですね、昼間に河川が増水したこともございました。その時の状況をみると、非常に危険を感じるという部分も多うございまして、特に預かっているのが小さな園児でございまして、何かの際に急に避難するということがなかなか難しい状況等も考えて、いろいろ検討した結果、ぎりぎりにはなったんですが、天包荘の前の村有地ですね、そちらのほうに建設をするということで、計画変更させていただいて、今準備を進めているところでございます。それに伴いまして、護岸工事は今回必要ではないということと、仮設の園舎をつくるにあたって申請が必要だったんですが、そういった申請料と護岸工事の工事費設計料、そういったものを減額させていただいているというところでございます。

○議員（1番 中武 智和君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 1番、中武 智和君。

○議員（1番 中武 智和君） 了解しました。護岸工事については、園舎がなくなるということで必要ないということであったんですけれども、跡地の利用方法として、どのようにお考えかということによっては、やはり護岸工事が必要に出てくる可能性もあるのではないかと考えるのですけれども、いかがでしょうか。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） 申し上げますとおりであります。跡地の利用につきましては、まだ決定はいたしておりませんが、今、私たちの村で一番必要なものは、住宅地であります。したがって、特にこれから先人口減少する中で、やっぱりこの中心部の村所に集中する可能性がますます高くなっていく。そのためにはあそこを、やっぱり住宅地にするというのが、必然的に出てくる案だというのは思っていますし、その方

向で取り組みたい。その折にあそこの強度をもう一度調査しまして必要があれば改めてやると。今の園舎の強度は、園舎をつくるところを重点に考えておりましたが、全体をどうするのか、上げるのか、そのへんも含めまして、今後またご相談を申し上げていきたいとそうように思っております。

○議員（1番 中武 智和君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 1番、中武 智和君。

○議員（1番 中武 智和君） 了解しました。少ない宅地となり得ると思っておりますので、ぜひ有効活用していただけるように、また新たな計画を立てていただいて、必要な措置を取っていただければと考えます。

それから、17ページのほうになるんですけども、償還金、利子及び割引料ということで55万6,000円が計上されておりますが、これは、放課後児童クラブに関する補助金の返還ということでよろしいでしょうか。

○議長（濱砂 征夫君） 教育総務課長。

○教育総務課長（濱砂 亨君） ただ今のご質問ですが、お話のあったとおり、児童クラブの運営費に係る補助金の次年度精算分という形になります。毎年度、年度末にその年にかかった経費を実績報告で精算して過剰分があった分は翌年度に返還するという形で整理させていただいております。以上です。

○議員（1番 中武 智和君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 1番、中武 智和君。

○議員（1番 中武 智和君） 了解しました。すみません、時間も非常に押しておるんですけども、最後に1点だけ。19ページの農業振興費になります。いわゆる車検代が計上されておるんですけども、これは、単純に漏れておったというわけではない。新たなものだと理解してよろしいでしょうか。

○議長（濱砂 征夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（上米良 重光君） 農林課で軽トラを購入した経緯があります。あれは、新車ではなくて中古を買いました。中古を買った時点で、車検が半年くらいしかなかったということで、わりと安く買っておりますので、その中に車検が出てきたということになります。以上です。

○議長（濱砂 征夫君） 1番、中武 智和君。

○議員（1番 中武 智和君） 了解しました。以上です。

○議員（6番 中武 勝文君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 6番、中武 勝文君。

○議員（6番 中武 勝文君） 住宅管理費の修繕箇所が増加に伴う修繕料ということで、関連ですので、お願いが1つあります。実は前の駐車場に電柱がありまして、これをとって除けていただきまして、非常にみなさん喜んでおったと実感をしているところではありますが、もう1つどうしても動かしていただきたい電柱がございます。実は、電柱を移動する移動議員ではないかというふうに言われたことがありまして、ぜひお願いしたいということがありましたので、お願いしたいと思うのですが、若者定住住宅の敷地内の中に電線の通っていない照明と言いますか、街灯の柱が立っております。あれはこの前に見た時に、なんでこんげな邪魔なところに立てたっちゃろかいというふうな位置に立っております。電線も何もありませんので、とって除けるのは簡単だと思いますので、今回は、早急に電柱をとって除けていただいて、照明は屋根の妻あたりにつければ十分だというふうに思います。よく見てみますと、だいぶん、ぶつけた跡がありまして、黙ってみんな修繕をしとるっちゃろうなあというふうに思いますので、ぜひ検討いただいて、撤去をするような方向でお願いしたいと思います。あれは村民課でしょうかね。お願いします。

○議長（濱砂 征夫君） 村民課長。

○村民課長（田爪 健二君） ただ今の、要望ですけれども、今後検討させていただきまして、またいい方法、いい場所を検討させていただいて、対処させていただきたいと思います。

○議員（2番 白石 幸喜君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 2番、白石 幸喜君。

○議員（2番 白石 幸喜君） 2点お聞きします。担当課長にお聞きしますが、16ページの広域保育委託料52万5,000円ということで増額されておりますが、この増の理由と、もう1点は、先ほど秀俊議員のほうからご質問がありましたが、25ページの全国中学校剣道プレ大会出場補助金の80万円。これの支出先はどちらにな

るのか。社会教育費でありますから、学校ではないというふうに考えますが、支出先。それと、どういった補助金として支出されるのか、内容について担当課長にお伺いをいたします。

○議長（濱砂 征夫君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（吉丸 和弘君） ただ今の広域保育についてご説明申し上げます。広域保育といいますのは、自分の住んでいる自治体とは別の自治体の保育園に子供を預けることができる制度となっております、本村におきましても、里帰り出産をされる方が数年に1回ぐらい活用されるというケースがございます。基本的に、どこの保育園につきましても保育料だけで運営は厳しいということで、各自治体が運営費を補助して運営を行っているところなんですけれども、この広域保育を行うお子さんに係る運営費については住所地の自治体が委託料として支払うことになっておりますので、今回利用者1名、希望者がおりますので、利用料の委託料を計上させていただくというものでございます。以上です。

○議長（濱砂 征夫君） 教育総務課長。

○教育総務課長（濱砂 亨君） ご質問にお答えします。本補助金ですけれども、現在他に競技力向上補助金等を教育委員会のほうで執行させていただいているんですが、中学校の校長先生からの申請に基づいて、各部活動の部のほうに配分されるという補助金になっております。同じような形で、今回の補助金も取り扱いしていきたいというふうに思っております。それから、補助金の内容についてですけれども、以前から、青年会等も含めまして全国大会に係る支援をさせていただいたところです。以前の議会でもお話しいただいたんですけれども、その積算が明確ではなかったんじゃないかという話もありましたので、教育委員会のほうで今年度補助金の要綱を整備しまして、西米良村文化・スポーツ全国大会等出場費補助金交付要綱というものを教育委員会のほうで制定させていただいております。これに基づきまして、大会の要綱等にも基づいて、出場する団体に対しての補助金ということで、区分が九州外それから九州内とで区分をさせていただきして、その補助基準に基づいて今回予算計上しております。ちなみに、対象地域が九州内の場合は沖縄県と宮崎県内を除く地域が出場選手、それから監督1人あたり1万円以内。九州外の場合につきましては、1人あたり10

万円以内ということで積算をさせていただいているところです。以上です。

○議員（2番 白石 幸喜君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 2番、白石 幸喜君。

○議員（2番 白石 幸喜君） 広域保育委託料につきましては了解をいたしました。補正でないと対応ができないということだというふうに思います。それから今のプレ大会の出場の補助金ですけれども、これについては選手と監督ということですね。そういうことで了解をいたしました。

○議員（3番 上米良 玲君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 3番、上米良 玲君。

○議員（3番 上米良 玲君） 先ほど、勝文議員さんも触れられたんですが、村営住宅の改修、修繕箇所の件で担当課長にお話を聞きたいと思います。本村の住宅もだいぶ古くなりまして、建て替えの時期等も出てきているのではないかと思うんですが、この修繕の計画的な、計画とか修繕のですね、壊れてからの修繕ではなくて、ある程度年間・年度を通して計画をされているのかなというところの点をお聞きしたいと思います。

○議長（濱砂 征夫君） 村民課長。

○村民課長（田爪 健二君） ただ今の3番議員の質問にお答えします。今現在は、計画的な修繕等は計画をしておりません。ただ今回、台風24号・25号が襲来しまして、被害が相当あったんですけど、そういった場合は、文書にて修繕が必要な場合は連絡いただくように、文書で案内をしたところです。どの住宅も老朽化がだいぶ進んでおりますので、今後、今、管財のほうで固定資産台帳というものを整備しておりまして、村のこういう財産、施設等の原価償却、そういうシステムもありますので、そういったシステムを利用して、老朽化の進んでいる住宅については、今後はそういった修繕等の計画をしていきたいと思っております。以上です。

○議員（3番 上米良 玲君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 3番、上米良 玲君。

○議員（3番 上米良 玲君） 計画をしていないということですが、たまには担当課のほうで直接住宅などを見回ってですね、周辺の状況であったりですね。そのへんは

管理していくのも多分管理者の責任だと思っておりますので、行って住民の話を聞き  
なりしていただければいいかなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議員（1番 中武 智和君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 1番、中武 智和君

○議員（1番 中武 智和君） ただ今の3番議員の質問に関連なんですけども、今か  
ら、おっしゃるとおり施設の修繕等が増えてきたり改修であったり建て替えであつた  
りが発生すると思います。その際にですね、今いろいろと問題視されております基金  
が多いんじゃないかという話もあるところなんですけども、そういったものための  
基金ということで新たな基金を創設して、これはこういう目的のためですというもの  
を設置するのも1つの方法としてはあるんじゃないかなあと思っておりますので、そこらへ  
んについてもぜひ検討をよろしくお願いいたしますと思います。

○議長（濱砂 征夫君） 答弁は要りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 討論なしを認めます。これで討論を終わります。これから議案  
第48号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異  
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 異議なしと認めます。

従って、議案第48号 平成30年度西米良村一般会計補正予算（第9号）は、原  
案のとおり可決されました。

○議長（濱砂 征夫君） ここで、暫時休憩いたします。

午後0時06分

---

午後1時21分

○議長（濱砂 征夫君） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

日程第 15. 議案第 49号

日程第 16. 議案第 50号

日程第 17. 議案第 51号

○議長（濱砂 征夫君） 日程第 15、議案第 49号 平成 30年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計補正予算（第 3号）、日程第 16、議案第 50号 平成 30年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計補正予算（第 2号）、日程第 17、議案第 51号 平成 30年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計補正予算（第 3号）の 3議案を一括議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今一括上程いただきました、議案第 49号、第 50号、第 51号、3案件につきまして提案理由の説明を申し上げます。

まず議案第 49号 平成 30年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計補正予算（第 3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。本案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ 37万円を増額し、総額を 3億 627万 4,000円とするものでございます。

歳入についてご説明申し上げます。一般会計繰入金 37万円を増額は、人事院勧告に伴う人件費の増額や、保健センター維持費の増額調整として、一般会計より繰り入れるものでございます。

次に歳出についてご説明いたします。一般管理費 7万 3,000円を増額は、人事院勧告に伴う人件費の増額分であります。

施設管理費 29万 7,000円を増額は、同じく人事院勧告に伴う人件費等の増額 9万 7,000円と、保健センターの電気料、それから電話の使用料等でございます。

以上でございます。

次に議案第 50号 平成 30年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計補正予算（第 2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ106万3,000円を増額し、予算総額を2億8,617万2,000円とするものでございます。

まず歳入についてご説明申し上げます。106万3,000円増額につきましては、一般会計からの繰入でございます。

次に歳出についてご説明申し上げます。診療所一般管理費の賃金151万円及び食糧費1万円は、西都市の三財病院と協定を締結し、9月から応援診療いただいていることによるもので、10月からは月に6回程度応援に来ていただいております。三財病院の相澤院長先生をはじめ、諸先生方に本村診療所において診療いただくということで、積極的なご協力をいただいております関係で、本診療所の計画的運営が順調になされておりますこと、大変ありがたく感じているところであります。

また、その他執行残等について減額し、全般事項として育児休業職員及び人事院勧告に基づく給与改定等により、人件費を調整させていただきました。以上でございます。

次に、議案第51号 平成30年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計補正予算(第3号)について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ4万2,000円を増額し、総額を2億3,432万2,000円とするものであります。

歳入についてご説明申し上げます。一般会計繰入金4万2,000円の増額は、人事院勧告に伴う人件費の増額でございます。

次に歳出でございますが、一般管理費4万2,000円の増額は、人事院勧告に伴う人件費の増額によるものでございます。

以上で、49号、50号、51号の提案理由でございますが、議案第49号 国民健康保険事業勘定会計補正予算(第3号)、並びに議案第50号 国民健康保険診療施設勘定会計補正予算の2件につきましては、国保運営協議会で異議なしとの答申をいただいております案件でもございます。以上を申し上げます、3案件の提案理由の説明といたします。ご質疑に応じまして、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 征夫君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第49号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 討論なしを認めます。これで討論を終わります。これから議案第49号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 異議なしと認めます。

従って、議案第49号 平成30年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱砂 征夫君） 議案第50号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 討論なしを認めます。これで討論を終わります。これから議案第50号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 異議なしと認めます。

従って、議案第50号 平成30年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱砂 征夫君） 議案第51号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 討論なしを認めます。これで討論を終わります。これから議案第51号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 異議なしと認めます。

従って、議案第51号 平成30年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第18. 議案第52号

#### 日程第19. 議案第53号

○議長（濱砂 征夫君） 日程第18、議案第52号 平成30年度西米良村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）、日程第19、議案第53号 平成30年度西米良村特別会計下水道事業補正予算（第2号）の2議案を一括議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程いただきました、議案第52号並びに53号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず議案第52号 平成30年度西米良村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算から歳入歳出それぞれ34万3,000円を減額し、補正後の予算総額を5,335万1,000円とするものであります。

歳入の主なものを申し上げますと、平成29年度分確定申告に伴う消費税及び地方消費税の還付金148万4,000円でございます。収入した消費税及び地方消費税還付金等により、一般会計繰入金182万7,000円を減額するものであります。

歳出につきましては、人事院勧告に基づく給与職務手当人件費等の増額を5万円と、

水質検査手数料契約に伴う執行残59万3,000円の減額をいたすものであります。議案第52号については以上でございます。

次に議案第53号 平成30年度西米良村特別会計下水道事業補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ38万8,000円を追加し、補正後の総額を2,519万6,000円とするものであります。

歳入につきましては一般会計繰入金及び下水道使用料の増額によるものでございます。

歳出につきましては、新規公共ますの整備のため、38万8,000円を追加するものであります。

以上、議案第52号並びに53号の提案理由でございますが、両案件ともにご質疑に応じまして、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 征夫君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第52号について質疑はありませんか。

○議員（2番 白石 幸喜君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 2番、白石 幸喜君。

○議員（2番 白石 幸喜君） 水道事業につきましては、特に冬季は水道の凍結の対応等、担当課の方も業務外の対応をしていただいて、本当に感謝を申し上げるところでございますけども、今回、国において水道の民営化法が成立をされました。これにつきましては、ご存じのとおり公共施設などの運営権を民間企業に委託するというコンセッション方式というのが自治体の水道事業にも導入された、可能になったということでございます。まだ、国のほうで整備したばかりで難しいとは思いますが、これらを踏まえて本村での導入も難しいというふうには考えられますけれども、現時点でこの水道事業に対する導入を含めた本村の水道事業への影響等、考えられれば教えていただきたいというふうに思います。担当課長にお願いいたします。

○議長（濱砂 征夫君） 建設課長。

○建設課長（上米良 敦君） ただ今、白石議員よりありましたご質問にお答えしたい

と思います。

先ほど言われたとおり、民営化法が成立しておりますが、本村も民営化になった場合に一番心配しているのは水道料金であります。現在でも今の水道料金では、運営はできていない状況であります。平成23年から平成29年までに水道施設の更新とかそういう事業をやらせていただきました。その計画を立てる段階で、すでに料金改定のお話も出ていましたが、村長との協議の中で据え置きということで、村民の負担を軽減するためにやっております。現在のところは民営化の方針というのは検討はしておりません。以上です。

○議員（2番 白石 幸喜君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 2番、白石 幸喜君。

○議員（2番 白石 幸喜君） 難しい問題とは思いますが、貴重なライフラインのひとつでありますので、ぜひ今後の村民の負担が大きくならないような、そういった事業運営をしていただきたいと考えます。以上です。

○議長（濱砂 征夫君） これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 討論なしを認めます。これで討論を終わります。これから議案第52号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 異議なしと認めます。

従って、議案第52号 平成30年度西米良村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱砂 征夫君） 議案第53号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案

第53号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 異議なしと認めます。

従って、議案第53号 平成30年度西米良村特別会計下水道事業補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第20、議案第54号

○議長（濱砂 征夫君） 日程第20、議案第54号 西米良村教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案については、議案に係る教育長、古川 信夫君の退席を求めます。

暫時休憩します。

（教育長 古川 信夫君 退場）

午後1時36分

---

午後1時36分

○議長（濱砂 征夫君） 会議を再開します。

それでは、提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程いただきました、議案第54号 西米良村教育長の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。本案は、現在の教育長の任期が本年12月31日を以て任期を満了することから、次期教育長として別紙の者を任命するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

まず別紙を朗読いたします。

住 所 西米良村大字村所131番地1

氏 名 古川 信夫

生年月日 昭和24年12月17日

なお、次期教育長からは、平成27年4月1日に施行されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が適用されるために、現行の教育委員長は廃止され、教育長が教育委員会の会務を総理し代表となることになっております。

あわせて任期も現行の4年間から3年間に改正されることから、次期教育長の任期は、2019年1月1日から2021年12月31日となります。

以上議案第54号について説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とします。

○議長（濱砂 征夫君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第54号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 討論なしを認めます。これで討論を終わります。これから議案第54号を採決します。この採決は、起立によって行います。

本案に対し、原案同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（濱砂 征夫君） 賛成多数と認めます。

従って、議案第54号 西米良村教育長の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

○議長（濱砂 征夫君） 教育長、古川 信夫君の入場を許します。

暫時休憩します。

（教育長 古川 信夫君 入場）

午後1時39分

---

午後1時39分

○議長（濱砂 征夫君） 会議を再開します。

---

## 日程第21. 発委第55号

○議長（濱砂 征夫君） 日程第21、発委第55号 西米良村議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案は、提出者、議会運営委員会委員長、中武 勝文君をして提出されています。

提出者、議会運営委員会委員長、中武 勝文君から提案理由の説明を求めます。

○議会運営委員会委員長（中武 勝文君） 議長。

○議長（濱砂 征夫君） 委員長、中武 勝文君。

○議会運営委員会委員長（中武 勝文君） ただ今上程いただきました、発委第55号 西米良村議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議会では、さまざまな議会活動に取り組んでいるところでございますが、その1つとして、議会広報のあり方についても検討してまいったところです。

現在発行している議会だよりにつきましては、昭和54年から継続しており、来年で40年の節目を迎えます。議会だよりは、これまで年に4回、定期的に発行しておりますが、議会基本条例にも議会広報に努める旨の規定がありますので、今後も内容の充実を図ることといたしております。

また、今後は、議会中継や西米良村のホームページを活用した議会の活動内容の発信など、議会広報の多様な取り組みに対応するため、これにあたる委員会を「議会広報常任委員会」として設置するものでございます。

これに伴い、これまで、広報編集特別委員会の設置根拠としておりました「西米良村議会広報発行に関する規定」も必要な改正を行うこととしております。

また、条例の施行日は、来年の統一地方選挙後の新しい体制になってから適用することとしたため、平成31年5月1日とするものでございます。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 征夫君） ただ今、説明が終わりました。本案は、ただちに採決します。お諮りします。発委第55号については、原案のとおり可決することに、ご異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 征夫君） 異議なしと認めます。

従って、発委第55号 西米良村議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、明日、12日の午後に開きますので、ご参集願います。本日は、これで散会します。ご苦労さまでした。

○事務局長（濱砂 雅彦君） 一同ご起立ください。一同礼、お疲れさまでした。

午後1時42分散会

---